

台風等異常気象時における利用者の通所について

社会福祉法人 ふそう福祉会

「暴風警報」が「扶桑町」に発表された場合

1 通所する前に、「扶桑町」に「暴風警報」が発表されている場合

暴風警報 解除の時間帯	活動について	昼食について
① 午前7時前までに解除	通常通り	各事業所で昼食
② 午前7時～午前11時前までに解除	13時より活動開始 送迎は、事業所を12時出発	昼食を家庭で済ませる
③ 午前11時過ぎに解除または継続中	休所とします。	

※ 上記 午前7時以降暴風警報が継続されている間は、「自宅待機」となります。

2 通所後に、「扶桑町」に「暴風警報」が発表された場合

(1) 警報発表時の気象状況・道路及び交通の状況を判断して、全利用者を安全に帰宅していただけると認められた場合には、当日の活動を中止して速やか帰所していただきます。

(原則、ご家庭にてお迎えをお願いします。)

(2) 気象状況が危険と認められるきは、帰所をとどめ、安全が確保された時点で帰所していただきます。長時間事業所待機が続く場合は、関係諸機関と連絡を密にし、最善と思われる方法を取ります。

暴風警報が発表されていないが

「大雨警報」「大雪警報」「雷注意報」などの場合は、

状況によって暴風警報と同じ対応をとる場合があります。

その場合は、「緊急メール」「保護者会連絡網」にてお知らせします。